

## 栄東まちづくり協議会 4 月協議会 議事録

日 時：2025 年 4 月 24 日（木）18:00～19:00 場 所：栄東まちづくり協議会会議室

出席者：野田、田端、辻本、横江、宇野（近藤代理）、佐野、尾崎、藤井、  
横井、渡邊、山岡、上杉、鈴木

### ●2025 年度に着任した委員・監事・事務局長について

協議会に横江副会長（中区 区政部長）、尾崎委員（一般社団法人栄東女子大小路ビル協会）、横井委員（総務局 総合調整部 総合調整課長）、上杉委員（緑政土木局 中土木事務所長）、鈴木委員（中区 区政部 地域力推進課長）、只井監事（中区 区政部 総務課長）及び事務局に藤田事務局長（中区 区政部 企画経理課長）が着任した。

### ●定足数及び議事録署名人について

13 人中 13 人の出席で栄東まちづくり協議会規約第 10 条第 2 項の規定（在籍委員の過半数の出席）により有効に成立。議事録署名人：尾崎委員、横井委員

### ■議題

#### 1. 2024 年度事業報告及び決算について

2024 年度事業報告及び決算について資料のとおり説明した。

<審議事項> 2024 年度事業報告及び決算について全員一致で承認された。

（質問、意見及び回答）

- ・防犯カメラの閲覧回数等から必要性を判断する方針に関して、閲覧回数はどれくらいあったのか。捜査協力が 29 件ということだが、その平均やそれに対する各防犯カメラの閲覧回数について、例えば平均が 2 回で、閲覧回数が 1 回と 3 回の防犯カメラがあった場合、3 回より 1 回が必要性が少ないと判断するのは数字が小さく、有意な数字なのかが疑問である。

→まず、事業報告書中の「29 件（99 か所）」は、警察等からの画像照会要請が 29 件あり（1 件あたりの要請の地点数は異なり、1 か所の場合も 10 か所以上の場合もある）、その中で実際に見た防犯カメラの地点が 99 か所であったことを示すものである。そのため、2024 年度の閲覧回数は、全 46 か所の防犯カメラに対し 99 か所である。

閲覧回数の平均と各防犯カメラの閲覧回数については、2024 年 11 月協議会（議題 1）において 2024 年度の整備について審議いただく際に説明した数値となるが、その時点での平均は約 5.5 回（「2022 年 4 月～2024 年 11 月 6 日」の合計回数）であり、更新地点となる全ての防犯カメラの閲覧回数が平均を上回っていた。しかし、

有意差があるかは確認していなかった。（\*事務局より会議後の補足：「2024年度のみ」の閲覧回数の平均は約2.2回）

ただし、更新地点の検討においては、閲覧回数だけでなく、警察署から必要性の高い地点等の助言もいただいたうえで総合的に検討している。例えば、平均以上の地点であっても、進行方向からみて防犯カメラが重複して設置されている地点については撤去することについて意見を伺ったうえで更新地点の案を作成している。また、年度によって警察等から要請が多い地点の傾向も若干変わる。

今後も各年度の街路灯の整備範囲に併せて防犯カメラの更新を実施する際には、協議会にて更新地点の案とその考え方を説明し、皆様のご意見を伺ったうえで整備を進めていきたい。

## 2. 栄東まちづくり協議会規約の改正について

栄東まちづくり協議会規約の改正について資料のとおり説明した。

<審議事項> 栄東まちづくり協議会規約を改正することが全員一致で承認された。

（質問、意見）なし

## 3. 栄東まちづくり協議会財務規程の改正について

栄東まちづくり協議会財務規程の改正について資料のとおり説明した。

<審議事項> 栄東まちづくり協議会財務規程を改正することが全員一致で承認された。

（質問、意見）なし

## ■報告事項

### 1. 2025年度予算について

2025年度予算について資料のとおり報告した。

（質問、意見）なし

### 2. 2024年度事業評価（最終）の結果について

2024年度事業評価（最終）の結果について資料のとおり報告した。

（質問、意見及び回答）

- ・街路灯について、協議会が解散した場合は町内会に戻るが、所有権は昔のように発展会の所有になるのか。

→中土木事務所に確認したところ、「町内会」「発展会」どちらでも道路占用許可は申

請できるという回答であった。そのため、協議会から「町内会ごと」又は「発展会」へ道路占用許可を変更したうえで、移管された組織が電気代も含め維持管理していただく形となる。なお、「発展会」については、栄4・5丁目を網羅する今の「栄東発展会」でも、以前あったようないくつかの町内が街路灯のために組織する別の「発展会」となる場合も考えられる。

## ■役員の改選

### 1. 役員の改選について

役員の改選について以下のとおり決定した。

- ・ 会長 : 辻本昌孝氏  
(協議会規約第6条の規定により「栄東発展会」に所属する委員から選出)
- ・ 副会長 : 田端龍氏、野田剛司氏  
(協議会規約第6条の規定により「栄東まちづくりの会」及び「一般社団法人栄東女子大小路ビル協会」に所属する委員から選出。  
なお、上記2名以外の副会長1名は名古屋市中区区政部長である)

(質問、意見) なし

## ■監事の委嘱

### 1. 監事の委嘱について

監事の委嘱について以下のとおり決定した。

- ・ 監事 : 河田悟雄氏  
(規約第7条第2項の規定により2名とし、会長が委嘱。なお、人選について協議会で委員に意見を徴取したうえで決定した。もう1名は名古屋市中区区政部総務課長である)

(質問、意見) なし

## ■その他

### 1. 2025年度栄東まちづくり協議会開催日程について

2025年度の協議会開催日程について資料のとおり説明した。

### 2. 次回会議の日程について

次回協議会は6月5日(木) 18:00より栄東まちづくり協議会会議室にて開催する。

### 3. 久屋大通南エリア再整備構想について

久屋大通南エリア再整備構想を 2025 年 3 月に策定し、事業化に向けた基本的な考え方が決まったことと、今後民間の方の意見を聞きながら具体的な施設の内容や事業の手法等を固めていく作業に入ることを報告し、パンフレット（概要版）を配布した（住宅都市局）。

（質問、意見及び回答）

- ・ 何年後くらいに再整備されるのか。  
→まだ具体的なスケジュールはお示しできない段階である。

### 4. メール連絡時の送信方法について

協議会に関わるメール連絡時の送信方法について、これまでは送信先のメールアドレス（全委員及び事務局等関係者）が表示される方法で送信していたが、個人情報保護の観点から今後はメールアドレスが表示されない方法で送信することとする。

### 5. 環境美化事業 落書き消し活動に係る名古屋高速の落書きについて

2025 年 3 月協議会において「名古屋高速の橋脚の落書きについて、名古屋高速が消すか、すぐに対応できない場合に地域で消すことを認めるのか」を中土木事務所より名古屋高速に確認いただくこととなった件について、確認いただいた結果、名古屋高速が落書きを消すとの回答が得られ、地域の落書き消し活動で消す必要はないことを報告した。

以上